

南魚沼市パブリックコメント集計結果公表

NO.	
案件名	南魚沼市自殺対策計画（案）について
募集期間	平成 30 年 12 月 19 日（水）～平成 31 年 1 月 24 日（木）
担当課	（問い合わせ） 保健課 TEL：025-773-6611 FAX：025-773-6639 E-mail：hokengyomu@city.minamiuonuma.lg.jp

■ 募集の趣旨

南魚沼市自殺対策計画（案）に対する意見募集を平成 30 年 12 月 19 日（水）～平成 31 年 1 月 24 日（木）までの間行いました。

お寄せいただいたご意見・情報の集計が終わりましたので公表いたします。

ただし、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 提出されたご意見と南魚沼市の考え方

◇パブリック・コメント手続期間中に提出された意見件数等、およびその概要と市民意見等に対する市の考え方

2 人の方から 2 件のご意見等がありました。詳細は別紙を参照ください。

■ 提出されたご意見を考慮して（パブリックコメント実施機関として）確定した計画など

南魚沼市自殺対策計画

【様式3の別紙】

集 計 表

NO.	
案件名	南魚沼市自殺対策計画（案）について

■ パブリックコメント手続結果集計表

1. 意見提出人数

直接持込み	0人
郵 送	1人
F a x	1人
e - m a i l	0人
公式ウェブページ	0人
合 計	2人

■ 市民意見等の概要及び市民意見等に対する市の考え方

意見等概要	件数	市の考え方(対応)
若者からの相談窓口について、SNSやメールによる相談体制も整備して欲しい。	1	対面や電話相談が苦手な人にとっては、SNS（フェイスブック、ツイッターなど）やメールでの相談窓口は有効と考えています。国は、インターネットトラブルの予防のための規制も含めて現在対応を検討中です。現時点では、SNSなどによる相談の有効性と危険性の検証が十分でなく、有効な手法が未確定な段階です。市単独での実施は困難であると考えて、本計画（案）には掲載していません。今後、ガイドラインが示されるなど、国の方針が整備された後には、相談窓口の周知や相談機関との連携を十分図っていく予定です
うつ状態にある時は、精神科へ行き、診察や休養が取れる環境整備が必要。また、家で休養する場合には、家族の理解が得られるような支援も必要。	1	うつ状態にある場合は、専門科である精神科への受診は有効と考えています。これまでも、支援者の研修や市民向けの講演会の際に専門医受診について啓発してきました。今後は、啓発の対象者を広げたり、内容を充実し啓発を続けます。また、家族の理解を得ることもとても大切と考えています。十分な休養が取れるような個別支援の充実に図ります。